

大分県特別高圧電気価格激変緩和対策事業費補助金

申請の手引き

1 補助対象事業者について

次の（１）か（２）のいずれかに該当する場合は補助対象事業者となります。

（１）大分県内の事業所（発電施設を除く。）において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する中小企業

→今後、この手引きでは「**直接受電者**」といいます。

（２）運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する大分県内の工場又は商業施設等に入居し、当該契約に基づき受電する電力を使用のうえ、その電気料金を負担する中小企業

→いわゆる**テナント**のことを指します。

今後、この手引きでは「**間接受電者**」といいます。

なお、電気使用量を確認できる者に限ります。

○「中小企業」とは

…中小企業基本法第２条に規定する中小企業者のことを指します。

（いわゆる「みなし大企業」も含みます。）

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が３億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が３００人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が１億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が５０人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が５千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が１００人以下の会社及び個人

○このような場合は対象になる？

- ・ 本社が大分県外の直接受電者・間接受電者 → **対象になります**
- ・ 大企業が運営する商業施設に入居する間接受電者 → **対象になります**
- ・ いわゆるサブテナント（商業施設と契約しているテナントが又貸ししている区画に入居しているテナント）にあたる間接受電者 → **対象になります**
- ・ 補助金の対象期間中に開店・閉店した間接受電者 → **対象になります**

2 補助金額について

令和7年7月、9月分	特別高圧電気使用量(kWh) × 1.0円
令和7年8月分	特別高圧電気使用量(kWh) × 1.2円

- ・申請金額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内で上限額を設けて補助します。
(予算額：111,040千円)
- ・1円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。
- ・「〇月分」とは、請求書に記載されている表記（記載されていない場合は利用期間）とします。

3 申請について

○申請受付期間

…令和7年11月7日(金) 9:00 ~ 12月5日(金) 23:59

○申請方法

…「4 提出書類について」の書類を下記の宛先にメールで送付してください。

(提出先)

大分県特別高圧電気補助金窓口 <entry@oita-koatsu.jp>

※メールの件名は「【申請】大分県特別高圧電気補助金」としてください。

※添付ファイルは1つのZIPファイルにまとめてください。

- ・申請受付期間内に正常に到達したものに限り、受け付けます。
- ・申請を正常に受信した際には、「【申請受信済】大分県特別高圧電気補助金」という件名のメールを送信しますので、必ず確認してください。
- ・直接受電者が入居する間接受電者分をまとめて申請することはできません。
- ・同じ事業者が運営する複数の施設（テナント含む）が補助対象になる場合は、施設ごとに申請してください。
- ・自家発電設備がある工場に入居する間接受電者の場合は、特別な取扱いが必要となる場合がありますので、事前に「7 問い合わせ先」までご相談ください。

4 提出書類について

(1) 交付申請書兼実績報告書(第1号様式)・誓約書

…ホームページ上に掲載している様式に入力したものを提出してください。

※エクセルファイルの「入力フォーム」シートに入力することで、それぞれの様式に転記されるようになっています。

(2) 電気使用量が確認できる書類の写し

①直接受電者の場合

…小売電気事業者等が発行する**請求書**（電気使用量が確認できる書類）の**写し**
（令和7年7月分～令和7年9月分）を提出してください。

※電気使用量のうち、自ら支払っていない部分（入居するテナントが使用する電気等）がある場合は、自ら支払っている部分の電気使用量が確認できる書類も併せて提出してください。

②間接受電者の場合

…工場又は商業施設等が発行する**請求書**（電気使用量が確認できる書類）の**写し**
（令和7年7月分～令和7年9月分）を提出してください。

※請求書に電気使用量の記載がない場合は、電気使用量が確認できる書類も併せて提出してください。

(3) 特別高圧電力を受電していることが確認できる書類の写し

①直接受電者の場合

…小売電気事業者等との**契約書の写し**を提出してください。

②間接受電者の場合

…工場又は商業施設等に入居していることが分かる書類（**賃貸借契約書の写し等**）を提出してください。

※別途、工場又は商業施設等から事務局に対して、特別高圧電力を受電していることが分かる書類を直接提出していただきますので、間接受電者が提出する書類に特別高圧電力を受電していることが記載されている必要はありません。

(4) 中小企業であることが確認できる書類の写し

①法人で、資本金の額又は出資の総額で確認する場合

…発行から3ヶ月以内の**登記簿謄本の写し**（現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書）を提出してください。

②法人で、常時使用する従業員の数で確認する場合

…受付印がある直近の**法人事業概況説明書の写し**を提出してください。
（電子で申告を行っている場合、受付印不要）

③個人事業主の場合

…受付印がある直近の**確定申告書の写し**（マイナンバーを黒塗りしたもの）を提出してください。

(5) 振込先口座の通帳の写し

…（1）に記載した、申請者名義の振込先口座の通帳の写しを提出してください。

5 補助金支払までの流れについて

- ・提出された書類の審査を行った後、「交付決定及び額の確定通知書」（第2号様式）の送付により、交付する補助金の額をお知らせします。（メールで送付します。）
同時にその内容を記載した「交付請求書」（第3号様式）を送付します。
（令和8年1月下旬～2月頃を予定しています。）
- ・こちらから送付した請求書により、交付請求があったものとみなし、支払の手続きを進めます。振込時期は令和8年2月頃を予定しています。

6 その他

- ・補助金が交付された後、不正受給や虚偽報告等と認められる場合は、補助金の返還等を命じることがあります。
- ・補助金に関する証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管してください。

7 問い合わせ先

大分県特別高圧電気補助金窓口

（TEL）0120-370-016